

Q1 地域計画とは何ですか

「人・農地プラン」を見直したものが「地域計画」です。高齢化や人口減少に伴う耕作放棄地の発生・増加など地域が抱える農業課題や農地の集約にむけた方針などについて話し合い、地域農業の将来計画を定めます。

Q2 地域計画は、誰が作るのですか

神戸市が作ります。

アンケート調査や地域の皆さんの話し合いをもとに、地域の実情にそった地域計画を作ります。

Q3 話し合いの単位はどのように考えるのですか

農地の将来についての話し合いのため、農会や里づくり協議会の単位を基本にします。

また、営農組合や多面的活動などの複数の地域（集落）でつながりの強い地域同士は、一緒に話し合ったり、一つの地域計画の策定を行うことも可能です。

参加者は、農地を所有・耕作する農業関係者や組織を基本にしています。

行政やJA関係者、コーディネーター等が同席し、スムーズな話し合いとなるよう進めます。

Q4 話し合う内容はどのようなことですか

例えば地域農業の現状と課題、将来（おおむね10年後）の目指す姿とそれを実現するための方針、目標地図の作成（地域内の農業を担う人のリストアップ）などです。

Q5 アンケートの内容は決まっているのですか

市でアンケートの様式を作成していますが、地区内の実情に応じて、独自項目を追加することもできます

Q6 アンケートは誰が答えるのですか。地区でつながりのない人へはどうすればいいのですか

回答いただきたい対象者は、市街化区域以外の市内農地の所有者や耕作者です。地域でつながらない人には、(郵送やホームページなどで広く呼び掛け等で)市が対応しますので、市の担当者へお申し出ください。

Q7 住んでいる地域外の農地を所有や耕作している場合は、その地域の話し合いに参加しないといけないのですか

アンケートの回答の際に、地域外の農地についても記載してください。回答内容は、市を通じて該当地域の地域計画へ反映しますので、地域外の話し合いに参加しなくても大丈夫です。もちろん該当地域の話し合いに参加いただくことも可能です

Q8 令和7年3月31日までに地域計画を策定できないとき、ペナルティがありますか

ペナルティはありませんが、今後、国の補助事業等において、地域計画を策定した区域等を支援していく方針です。また、現在策定している実質化した「人・農地プラン」は、令和7年4月以降は無効になりますので、実質化している地域は、それまでに地域計画を策定することが求められます。

Q9 なぜ今、地域計画を作成する必要があるのですか。地域内では10年先農業を担う人がいません

相続などにより地域外に農地所有者がいる事例などが増えつつあります。例えば、隣の農地がいつの間にか資材置き場になったが、誰に事情を訊けばよいか分からない、といった問題を防ぐためにも、農地として守っていくべき場所はどこかを話し合いにより合意形成しておく必要があります。

また、地域計画を策定することにより、新たな担い手を受け入れ、支援できる地域であることを公表することができます。

担い手がない地域の現状や課題など、話し合いの過程で行政や関係者が関わることで、今後の施策に反映したり、農地に関することに限らず困りごとについて支援につなげることもできますので、まずは話し合いをすることが大切と考えています。

Q10 地域計画のゴールのイメージはどのようなものですか

農地集約をすすめて効率化を図ることも目指すことのひとつですが、施設栽培を中心とした経営をされる方も多くいらっしゃるため、一概に集約ありきではなく、地域に適した計画を話し合ってもらうことが大切です。また、作成した計画は、毎年変更を重ねていく中で、

理想の形に近づけていくイメージです。

例えば、今は10年後どうするか決まっていない農地は、今後耕作者等を検討するという
ことにしていただいても構いません。

Q11 農地を将来は転用したいと思っている住民にとってのメリットはあるのですか

農地として守っていくエリアとそうでないエリアについての合意形成をしておくことで、
転用によるトラブルを未然に防ぐことができます。

Q12 地域計画を策定すると補助金がもらえるのですか

策定時に申請できる補助制度はありませんが、例えば農業機械購入支援をする国の補助
事業などは、地域計画を策定していること、もしくは策定に向けた話し合いを始めているこ
とが対象要件の一つとなっています。

**Q13 地域計画を策定した地域は、農地の貸し借りや受委託はすべて農地中間管理機構（農
地バンク）を通さないといけないのですか**

令和7年4月以降は地域計画の策定の有無に関わらず、農業経営基盤強化促進法に基づ
く貸借、いわゆる利用権設定による貸借ができなくなります。令和7年4月以降の農地の貸
し借りは、農地バンクを通した契約か、または農業委員会の許可を受けた相対契約のいづれ
かになります。

また、地域計画を策定した地域は、令和7年3月以前であっても利用権設定による貸し
借りはできなくなります。すでに結ばれている契約については、更新の際に、農地バンクを
通した契約に変更する必要があります。

ただし、農業委員会を通さず相対で行っている受委託契約については、これまで通り変更
ありません。

**Q14 農地中間管理機構（農地バンク）とはどのような組織ですか。農地バンクを通した
貸借契約は、これまでの利用権設定による契約とどう変わるのですか**

国が推進する農地中間管理事業を取り扱う組織で、各県にひとつずつ窓口があり、神戸市
内の窓口は、「公益社団法人ひょうご農林機構」です。

農地バンクは、賃貸料受け取りの仲介をしたり、契約解除などですぐに借主が決まらない
場合は、一定期間農地バンクが借り受けます。

貸借期間は、兵庫県の場合は10年ですが、途中解約も可能です。また、農地バンクの仲

介手数料などは一切不要です。

リンク <https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/shitumon.html>

Q15 認定農業者・新規認定就農者とはどのような人ですか

■認定農業者について

市が定める基本構想で示された農業経営を目指す者であれば、年齢、性別や専業・兼業別などを問わず認定の対象となります。

目標（5年後）とする農業所得が、1経営体あたり660万円程度や目標とする労働時間が、1人あたり1,800時間程度などの認定要件があります。

（市ホームページ）

<https://www.city.kobe.lg.jp/z/kezaikankokyoku/business/sangyoshinko/industry/ninteinougyousya.html>

■認定新規就農者について

新たに農業を始める方が作成する青年等就農計画を市が認定し、これらの認定を受けた新規就農者に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。市内において新たに農業経営を営もうとする方、または農業経営を開始して5年を経過しない青年（原則18歳以上45歳未満）であることなど認定要件があります。

（市ホームページ）

<https://www.city.kobe.lg.jp/a38784/sinkishuunoushamuke.html>